	青森県知事	平成三十年四月六日		計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、「清系児舎元第三百三元	青水林目示4月17次第1115月1115万	告示	係る一般競争入札	病院医療情報システム構築業務委託に	公営企業	○警備員等の検定の実施(	公安委員会	器の定期検査の実施	告示			は上月水外目下外	は、これでは、これでは、一体のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
所区検査対象	村申吾		4	り、次のとおり特定			病院運営室  … ゼ			(保 安 課) … 五		(商工政策課)… 一			四月六日	平成三十年	第四千四百三十四号
"	五月十八日	"	五月十七日	五月十六日	"	五月十五日	"	五月十四日	五月十一日	"	五月十日	"	五月九日	"	五月八日	"	五月七日 年
午後二時まで	正午まで	午後三時まで	正午まで	正午まで 一年前十時三十分から	午後三時まで	正午まで 一年前十時三十分から	午後二時三十分まで	午前十一時三十分まで	午後三時まで	午後二時三十分まで	正午まで から	午後三時まで	正午まで	午後三時まで	正午まで	午後三時まで	正午まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	平川市   平川市   1   平川市   1   1   1   1   1   1   1   1   1							平川市碇ヶ関総合支所	田舎館村民体育館						大房丁殳昜車車		
				ī J Ī	平 川 市						自	日舎棺付			無用	大	

午後三時三十分まで(蛸田地区)	" 五月 " " 五月 " 五月 " 五月 " 五月 " 五月 " 五月 "	午午 前前 前 十十一時 時 三時 十十一時 時 三 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	
午後三時から 脇野沢消防団第五	,	から	野沢消防団第五
	"	四時三十分ま	屯所(九艘泊地区野沢消防団第五分
午後四時三十分まで  班屯所(九艘泊地区午後四時から   脇野沢消防団第五分	月二十二	午まで	野沢地域交流セン
月二十二日 正午まで		十時まで九時三十分か	野
月二十三日午前九時三十分から宿野部地区公民館月二十二日午前九時三十分から脇野沢地域交流セン毎・・日二十二日・・日二十二日・・日二十二日・・日本・・<	"	午後二時三十分まで午後二時から	袰川地区公民館
月二十三日       午後四時三十分まで       銀川地区公民館         月二十三日       午前九時三十分から       協野沢地域交流セン         年後二時から       宿野部地区公民館         年後二時から       宿野部地区公民館		午後三時三十分まで午後三時から	沢
月二十二日 午後四時三十分まで 班屯所 (九艘泊地区 年後四時三十分まで 野川地区公民館 年後三時から 宿野部地区公民館 年後三時二十分まで 袰川地区公民館 年後三時から 福野部地区公民館 とり おいま から といま	月二十四	正午まで午前九時三十分から	川内庁舎前
月二十二日       午後四時から       堀屯所(九艘泊地区         月二十二日       午前九時三十分から       宿野部地区公民館         月二十二日       午前九時三十分から       宿野部地区公民館         午後三時から       戸沢地区公民館         午後三時三十分まで       要川地区公民館         午後三時三十分まで       戸沢地区公民館         中前九時三十分から       戸沢地区公民館         日本前九時三十分から       戸沢地区公民館         日本前九時三十分から       戸沢地区公民館         日本前九時三十分から       日内庁舎前	月二十八	二時まで	津 川
月二十二日       午後四時から       ホ屯所(九艘泊地区         月二十二日       午前九時三十分から       宿野部地区公民館         月二十四日       午後二時から       戸沢地区公民館         午後三時三十分まで       長川地区公民館         午後三時三十分まで       戸沢地区公民館         年後三時三十分から       川内庁舎前         年後二時まで       正津川地区公民館         日二十八日       年後一時三十分から         日二十四日       正午まで         日二十四日       年後一時三十分から         日本後一時三十分から       正津川地区公民館         日本後一時三十分から       正津川地区公民館         日本後一時三十分から       正津川地区公民館         日本後一時三十分から       正津川地区公民館         日本後一時三十分から       正津川地区公民館         日本会       日本会	"	後三時まで後二時三十分か	野部地区
月二十二日 午後四時三十分まで 班屯所 (九艘泊地区 年後三時三十分から	月二十	午までか	<b>大田宁亭直</b>
月二十二日 午後四時三十分まで 班屯所 (九艘泊地区 月二十二日 午後二時三十分から 宿野部地区公民館 月二十八日 午後三時十分から 宿野部地区公民館 年後三時まで 年後三時三十分から に津川地区公民館 午後三時まで 大野部地区公民館 年後三時まで 本野部地区公民館 下後三時まで ホ野部地区公民館 下後三時まで ホ野部地区公民館 本野部地区公民館 本野部地区公民館 本野部地区公民館 本野部地区公民館 本野部地区公民館 本野部地区公民館 本野部地区公民館 大田庁舎車車 大田庁舎車車		分か	プ女庁全軍屋
月二十二日 午後四時から 月二十三日 午前九時三十分から 福野部地区公民館 月二十四日 午前九時三十分から 福野部地区公民館 月二十八日 午後三時まで 柴川地区公民館 年後三時まで 中後三時まで 大畑庁舎前 年後三時まで 大畑庁舎前 年後三時まで 大畑庁舎前 年後三時まで 大畑庁舎前 大畑庁舎車庫 大畑庁舎車庫	月三十	午前十時三十分まで	所前大畑加工冷蔵協同組合事務
月二十二日 午後四時三十分まで 月二十二日 午前九時三十分から 月二十二日 午前九時三十分から 年後三時まで 年後三時まで 年後二時三十分から 年後二時三十分から 年後二時三十分から 年後二時三十分から 年後二時三十分から 上下まで 年後三時まで 年後二時三十分から 上下まで 年後二時三十分から 上下まで 年後二時三十分から 上下まで 年後三時まで 大畑庁舎前 大畑庁舎前 大畑庁舎車庫 大畑市舎車庫 大畑加工冷蔵協同組 大畑加工冷蔵協同組 大畑市舎車庫 大畑加工冷蔵協同組 大畑市舎車庫 大畑市舎車庫 大畑加工冷蔵協同組 大畑市舎車庫 大畑市舎車庫 大畑加工冷蔵協同組 大畑市舎車庫 大畑市舎車面 大田市 大田	"	一時から	名地区布名見の
月二十二日 午後四時三十分まで 班屯所 (九艘泊地区月二十二日 午前九時三十分から	"	後二時から	増セン
月二十二日 午後四時三十分まで 班屯所(九艘泊地区月二十二日 午前九時三十分から 福野部地区公民館 月二十二日 午前九時三十分から 福野部地区公民館 年後三時三十分から 年後三時三十分から 年後三時三十分から 上津川地区公民館 年後一時三十分から 大畑庁舎前 下午後一時三十分から 大畑庁舎前 年後一時三十分から 大畑市舎車庫 午後一時三十分まで 月五十八日 午後一時三十分から 下後三時まで から 「大畑加工冷蔵協同組 「年後一時三十分から 「大畑加工冷蔵協同組 「年後一時一十分まで 「日名地区布名見の里年後一時一十分まで 「日名地区布名見の里	月三十一	十時まで九時三十分か	口地区入口かしわの
月二十二日 午前九時三十分から 福野部地区公民館 月二十二日 午前九時三十分から 福野部地区公民館 日二十八日 午後二時十分まで 学後二時三十分から 「戸沢地区公民館 「一十九日 午前九時三十分から 「戸沢地区公民館 「一十九日 「一十九日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十十日 「一十十日 「一十十十日 「一十十日 「一十日 「一	"	F前十一寺三十分まで午前十一時から	尻労漁村センター

六月十三日	"	六月十二日	"	六月十一日	"	六月七日	六月六日	"	六月五日	"	六月四日	"	"	六月一日	"	"
午前十一時三十分まで午前九時三十分から	午後三時まで午後一時三十分から	正午まで 上十分から	午後三時三十分まで午後一時三十分から	正午まで 年前十一時から	午後二時まで	午前十一時三十分まで	正午まで 上十分から	午後三時まで	正午まで 平前十時三十分から	午後二時まで	午前十一時三十分まで午前十時三十分から	正午まで 平前十一時三十分から	午前十一時まで午前十時三十分から	午前十時まで午前九時三十分から	午後三時まで	午後一時三十分まで午後一時から
· 藤坂支店	号倉庫の一部を開始である。	切田経済センター	合大深内支店	十和田おいらせ農業協同組	コミュニティセンター七和	コミュニティセンター長橋	コミュニティセンター中川	4 3 2	コミュニティセンター三子	コミュニティセンター飯詰	センター	白糠漁業協同組合	白糠漁業協同組合老部支所	小田野沢漁業協同組合	尻屋漁業協同組合	岩屋漁業協同組合
十和田市								市五所川原								東通村

六月二十七日	"	六月二十六日	"	六月二十五日	六月二十二日	"	六月二十一日	"	六月二十日	"	六月十九日	"	六月十八日	"	"	六月十五日	六月十四日
正午まで 午前九時三十分から	午後二時まで午後一時から	正午まで 二午まで	午後二時まで	正午まで 下前十一時から	平前十時三十分から	午後二時三十分まで	午前十時三十分から	午後二時三十分まで	午前十時三十分から	午後二時まで	正午まで 正午まで	午後二時まで	正午まで   三十分から	午後二時三十分まで	正午まで いった。	午前十時三十分まで	午前十一時三十分まで
合三本木事業所四号倉庫	十和田おいらせ農業協同組						五所川原市役所新庁舎車庫			ン タ 1	水野尾コミュニティ消防セ	庫	旧五所川原市建設機械格納	合十和田湖支店	十和田おいらせ農業協同組	沢田悠学館	深持経済センター
十 利 日 計						市五 所 川 原											
"	八月二十一日	"	"	八月二十日	"	七月六日	"	七月五日	"	七月四日	"	七月三日	"	七月二日	"	六月二十八日	"
正午まで 午前十一時三十分から	午前十一時まで午前十時三十分から	午後二時まで午後一時三十分から	正午まで 年前十一時三十分から	午前十一時まで午前十時三十分から	午後二時まで午後一時から	正午まで 午前十時三十分から	午後三時まで	正午まで 午前十時三十分から	午後三時まで	正午まで 午前十時三十分から	午後三時まで	正午まで 午前十時三十分から	午後三時まで	正午まで 午前十時三十分から	午後二時まで午後一時から	正午まで 年前九時三十分から	午後二時まで
浜名公民館	漁港大泊	漁港 袰月	支部東部	部漁港部漁業協同組合奧平		<b>雇</b> 屿田	は然た可丁してヨガ		崎支店	つがる弘前農業協同組合藤		常盤図雪センター					
	<i>ते</i> ॥ ज								腐帽								

九月四日	"	九月三日	"	八月三十日	"	八月二十九日	"	"	八月二十八日	"	"	八月二十七日	"	八月二十三日	"	八月二十二日	"
午前十時三十分まで	午後三時まで午後二時三十分から	午後二時まで午後一時から	午後二時三十分まで午後一時から	正午まで 年前十時三十分から	午後三時まで	午前十一時三十分まで 午前十時三十分から	午後三時三十分まで午後二時三十分から	午後二時まで午後一時から	<ul><li>午前十一時三十分まで</li></ul>	午後三時まで午後二時から	午後一時三十分まで午後一時から	正午まで 年前十一時から	午後二時三十分まで午後一時から	正午まで 年前十一時から	午後二時まで午後一時から	正午まで 正午まで	午後二時まで午後一時三十分から
庫平内町漁業協同組合本所車	内童子コミュニティセン	支所平内町漁業協同組合清水川	夕?沿田径均耳屋	トケエンプルス場が可能	塩越会館	大平会館	外ヶ浜町役場平舘支所車庫	ター 弥蔵釜コミュニティセン	舟岡コミュニティセンター	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	外ヶ浜町ふるさとセンター	支所	<b>翌日本</b> 谷均	医 日 计定场	今別町役場前		大川平文化会館
						外 ケ 浜 町							<u>該</u> 日 木	<u>養</u> 日 寸			
"	九月二十	"	"	九月二十日	"	"	"	九月十九日	"	九月十八日	九月七日	"	九月六日	"	九月五日	"	"
	日日			日				九日		八日	Ē		日		日日		
正午まで 中前十一時から		午後三時まで	正午まで	〒日 午前十時三十分まで	午後二時三十分まで	正午まで 正午まで	午前十一時まで	九日 午前九時三十分から	午後三時三十分まで	-八日 午後二時まで	日 午前十一時まで	午後四時まで	7日 午後二時三十分まで	午後三時まで	五日 午前十一時三十分まで	午後三時まで午後二時三十分から	正午まで 午前十一時から
ま十 で一	日	午後三時まで午後三時から	時から		時三十分まで	正午まで 中前十一時三十分から 津圣毎夹文と官	午前十一時まで所	午前十時まで	午後三時三十分まで所名においています。	午午後一一	午前十一時ま	午後四時まで 森の交流館	午午後一	午後三時まで平内町立体育館		時三十分から	正午まで 支所荷捌所 東田沢

一十月十五日	"	十月十二日	"	十月十一日	"	十月十日	"	十月九日	十月五日	"	十月四日	"	十月三日	"	十月二日	十月一日
午後三時まで	正午まで 午前十時三十分から	午前十時まで	午後三時まで	正午まで 年前九時三十分から	午後三時まで午後一時から	午前十時三十分まで	午後三時まで午後一時三十分から	正午まで午前十一時から	午前十一時まで午前九時三十分から	午後二時三十分まで午後一時から	午前十一時まで午前九時三十分から	午後二時まで午後一時から	正午まで 中前九時三十分から	午後三時まで	午前十時三十分まで午前九時三十分から	午後二時三十分まで午後一時から
南部町立福地公民館車庫	新郷村役場車庫前	西越地区公民館		五戸町立公民館		五戸町役場川内支所	倉石コミュニティセンター	五戸町役場浅田支所	エンパ 上食 正 屋	中央公民馆車車	石亀地区研修センター		三戸町中央公民館		/ 猿辺支所	三戸町役場斗川支所
	亲 刻 木	新 耶 寸			<u> </u>	丘 言 げ				田子町				三戸町		

## 安 委 員

次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員 会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する。 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定に基づく検定を

平成三十年四月六日

検定の実施日時及び場所

青森県公安委員会委員長

高

畑

紀

子

実施日時

2

平成三十年七月七日(土)午前九時から午後五時までの間

検定を行う警備業務の種別及び級

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター

 $\stackrel{-}{=}$ 検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務

二級

## 公 会

十月十六日

正午まで 午前九時三十分から

旧名川分庁舎跡地奥車庫

十月十八日

正午まで 午前九時三十分から

十月十九日

正午まで 年前九時三十分から

南部町役場南部分庁舎車庫

午午 後後

二時まで

午後三時まで

十月十七日

午前十一時三十分まで午前九時三十分から

南部町立剣吉公民館

南部町

午後三時まで

## 青森県公安委員会告示第三十九号

三十人 (予定)

検定の定員

受検資格

四

1 青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であ

五.

検定の方法及び内容

1

実技試験を行わない。

2

学科試験

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

法令に関すること

警備業務に関する基本的な事項

車両等の誘導に関すること

が発生した場合における応急の措置に関すること 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故

実技試験

車両等の誘導に関すること

工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故

(2)

が発生した場合における応急の措置に関すること

検定申請の手続

六

1 検定申請の受付期間及び受付時間

申請受付期間

平成三十年五月二十一日 月 から同年六月一日 (金) までの間

(土曜日及

3

申請受付時間

び日曜日を除く。)

午前九時から午後五時までの間

申請受付の締切り

検定申請の受付場所 付を締め切る。

2

検定申請の受付は先着順とし、 検定申請者の人員が予定定員に達し次第、

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課 青森県内に住所地を有する者は、 住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を

の生活安全課又は刑事生活安全課 あるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員で

3 検定申請方法

とし、郵送等による申込みは認めない。 六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこと

検定申請の書類

場合には次に掲げる○及び○の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる 検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する

二及び三の書面等を、それぞれ添付すること。

住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)

一通

営業所に属することを疎明する書面 一通

氏名及び撮影年月日を記入したもの) 三・○センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、 二葉 上三分身、無背景の縦の長さ

5 受検手数料

検定当日受付時間 一万四千円分の青森県収入証紙により、 検定申請書提出時に納入すること。

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

七

1

検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

検定申請に関する問合せ先

青森県警察本部生活安全部保安課

1

電話〇一七—七二三—四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

営 企 受

3

委託期間

# 青森県立つくしが丘病院医療情報システム構築業務委託に係る一般競争入札

5

公告の日から五年以内に元請として、百五十床以上の精神科病院におけるオー

一年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成三十年四月六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

1

次に掲げる業務の委託 一般競争入札に付する事項

1 業務名

青森県立つくしが丘病院医療情報システム構築業務

2 業務内容

入札説明書による。

契約締結の日から平成三十一年三月三十一日まで

4 履行場所

青森県立つくしが丘病院長の指定する場所

入札に参加する者に必要な資格

青

1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

2 資格)の一のいずれかの規定により、 ム開発契約についてAの等級に格付された者であること。 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号 の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加 入札の日までに電子計算組織に係るシステ (物品等の競争入札参加資

3 月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事 約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領 の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札 時までの間に、受けていない者であること。 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契 (平成十二年一

知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。 名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指

> 検査システム、栄養管理システム及び自動調剤システムと連携するためのイン ダリングシステム及びこれと連携した医事会計システムの構築実績があり、 ターフェース構築の実績があること。 構築するシステムについて、ソフトウェア及びハードウェアの保守体制が整備

6 されていることを証明した者であること。

入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

書」という。)により、審査を受けなければならない。 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書 以 下 一申請

2 提出部数

二部

3 提出期限等

これに応じなければならない。 請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には 二十七日までに青森県立つくしが丘病院長に提出しなければならず、また、申 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成三十年四月

ないものとする。 ○の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

一の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、 青森市大字三内字沢部三五三の九二 契約条項を示す場所及び問合せ先

青森県立つくしが丘病院(青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室)

電話 〇一七—七八七—二一二一

2 入札書の提出期限

平成三十年五月二十四日

3

開札の場所及び日時

青森県立つくしが丘病院三階会議室 青森市大字三内字沢部三五三の九二

平成三十年五月二十四日 午後三時

入札執行回数

Ŧi. 原則として三回を限度とする。

1

六 入札保証金に関する事項

第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。 九十二条において準用する青森県財務規則 青森県病院事業財務規程 (平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号) (昭和三十九年三月青森県規則第十号)

七 契約保証金に関する事項

落札者の決定方法 入札説明書による。

た者を落札者とする。 あって、かつ、予定価格の制限の範囲内で、 入札説明書に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で 最低の価格をもって有効な入札を行っ

その他

契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

3 入札書の記載方法

するものとする。 を問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載 する額を加算した額(一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当 をもって落札金額とするので、入札者は課税業者であるか免税業者であるか

SUMMARY

Subject matter development of of the contract: Tsukushigaoka

Hospital Medical Information y s t e m

Time limit for tender:

2

2018

ω ontact point Prefectural for the notic Tsukushigao

Hospital

第

53 - 92, San

Aomori City, Aomori 038 - 0031

APAN

TEL 017-787-2121

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

県号